

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	平成27年5月21日、午後1時50分、君津市広岡1736番地先で発生した交通事故。 君津市所有の塵芥車が、相手方所有の塀に接触し、損害を与えたもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、103,680円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	平成27年7月17日

平成27年8月5日提出

君津市長 鈴木 洋 邦